ニセコ町まちづくり基本条例	現状評価/論点	委員意見/備考
前文 第1章 目的(第1条) 第2章 まちづくりの基本原則(第2条 第5条) 第3章 情報共有の推進(第6条 第9条) 第4章 まちづくりへの参加の推進(第10条 第13条) 第5章 コミュニティ(第14条 第16条) 第6章 議会の役割と責務(第17条 第24条) 第7章 町の役割と責務(第25条 第35条) 第8章 まちづくりの協働過程(第36条 第39条) 第9章 財政(第40条 第45条) 第10章 評価(第46条・第47条) 第11章 町民投票制度(第48条・第49条) 第12章 連携(第50条 第53条) 第13章 条例制定等の手続(第54条) 第14章 まちづくり基本条例の位置付け等(第55条・第56条) 第15章 この条例の検討及び見直し(第57条)		
ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。		

第1章 目的 (目的) 第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を 定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任 を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。		基本条例の価値が住民に浸透しているか。
第2章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程においてその経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則)	「情報共有」と「住民参加」をまちづくりの2大原則としているがこのままでよいか。現時点では変更ないが、今後も使い続けられる概念、道具か。	
第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程 において、町民の参加を保障する。	【第5条】外国籍住民の参加について、充実(規定)する必要はないか。	【第5条】ニセコを荒らされない ようにバランス感覚も大事。

第3章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

- 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。
 - (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
 - (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
 - (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
 - (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度 (情報の収集及び管理)
- 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速 やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存し なければならない。

(個人情報の保護)

第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

【第7条(1)】予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」「広報ニセコ」「情報宅配便」「ホームページ」などの評価はどうか。現状では継続すべき重要な規定。

【第7条(2)(4)】担当課によって対応に差あり。 「まちづくり町民講座」が担当課主催となってか ら定期開催をしていない。

【第8条】文書管理条例と関連するが、これまで のまちづくりの経過、成果についてのアーカイブ を整理し共有することが必要。

【第9条】情報漏えいへの警戒心から、開示情報等までも非開示へ流れる傾向に注意が要る。 開示情報は、より積極的に公開する姿勢が必要。 広報誌はリニューアルを検討中 (早くて来年度実施)

【第7条(2)(4)】町民講座の出席が少ない、特に地元民が少ない。 町民の危機感も薄い。 第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

- 第 10 条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。
- 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、 心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固 有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加 についてお互いが平等であることを認識しなければならない。
- 3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、 町の不当な関与を受けない。
- 4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由 として差別的な扱いを受けない。

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第 11 条 満 2 0 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふ さわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(まちづくりにおける町民の責務)

第 12 条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、 総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に 責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第 13 条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

【第11条】子どもの参加権について、現状は権利存在規定だけだが、こども議会、まちづくり委員会の具体制度があり、これに関する設置規定を設けてもよいのでは。

【第12条】町民の責務について規定を拡充する 必要はないか。これまでのまちづくりを無視した 自己利益実現のための言動に対し、いかに対処し ていくか。 【第11条】基本条例の内容を学校で学ぶ機会をもてないか。

第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第 14 条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第 15 条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうる コミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよ う努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第 16 条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非 営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。 コミュニティの役割が益々重要になる反面、コミュニティへの参画を嫌う傾向もある。相互扶助は 社会生活の基本であり、失ってはならない風土で ある。風土を守り育てる手立て(知恵)が必要な ときでは。

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割)

- 第 17 条 議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関である。
- 2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。

(議会の責務)

- 第 18 条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向け たまちづくりの展望をもって活動しなければならない。
- 2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。
- 3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(議会の組織等)

第 19 条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の 役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議)

- 第20条 議会の会議は、討議を基本とする。
- 2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。

前回一次改正(H17年12月)で議会に関する一連の規定が追加されたが、議会による具体的な改革、動きは見られない。(ニセコ町の半年後に議会に関する基本条例を制定した栗山町の例:インターネット中継、議会報告会、一般会議実施などを実施している)

まちづくり町民講座の場を利用して議会報告会を 過去2回(平成16年度、17年度)開催したが、 現在は実施しておらず、町民への報告の場は設け られていない。

議会事務局の役割、充実について規定する必要があるのでは。

議会報告会を行なうことで、一層良い議会になる(栗山町を参考)。

(会議の公開)

- 第 21 条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。
- 2 前項ただし書きにより非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。

(議会の会期外活動)

- 第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を 図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。
- 2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。

(政策会議の設置)

- 第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。
- 2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。 (議員の役割及び責務)
- 第 24 条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。
- 2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。

【第21条】会議日程がしっかり公表されていない。より多くの人に関心をもってもらえるよう、 日程公表などに努めるべき。 【第21条】休会も含め会議日程 を詳細に公表を。傍聴したくても できない。

【第23条】政策会議は、議会内における活発な 政策議論を意図して設けられた制度だが、現時点 で未設置。

- 6 -

第7章 町の役割と青務

(町長の責務)

第 25 条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例 の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

- 第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託による ものであることを 深く認識し、日本国憲法により保障された地方 自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実 に職務を執行することを宣誓しなければならない。
- 2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。 (執行機関の責務)
- 第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実 に職務の執行に当たらなければならない。
- 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(政策法務の推進)

第 28 条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権 と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わな ければならない。

(危機管理体制の確立)

- 第 29 条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとと もに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理の 体制の確立に努めなければならない。
- 2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(組織)

第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等への参加)

【第25条】住民の権利を保障するこの条例を担保する重要な条文であり、【第26条】の宣誓は実施されている。

【第27条第2項】研修、派遣等によるスキルアップ 規定が必要??

【第27条第2項】職員の評価制度についても規定が必要では。

【第29条】 ニセコ町地域防災計画を策定済み。

【第30条】二セコ町集中改革プラン(H17年度~21年度)を実行中。

【第30条】公募以外の委員の選考方法は。

第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれ に類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければな らない。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

- 第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速や かに事実関係を調査し、応答しなければならない。
- 2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権 利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。
- 3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応 記録を作成する。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民 が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救 済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並 びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定 める。

(法令の遵守)

第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令 を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるもの とする。

【第31条】公募委員が少ない現状。(無報酬とも 関係あるか)

【第32条第2項】現状で、ノウハウを持合わせ ていない。

【第32条第3項】HPからの問合せについては 返答し、記録・保存しているが特に活用がなく、 コスト上、HPシステムの必要性要検討。 また、HP以外の対応記録簿の作成は現実的か。 【第33条】札幌弁護士会と連携し、過去町民講 座や職員研修等を実施。今後具体的な不利益救済│近に相談に乗る人の役割も重要。 機関の設置検討が必要。

【第33条】民生委員のように身

町内会の集まりも情報が得られ る。役場職員が来るのも良いので

【第35条】法令順守(基本条例遵守)のための 町民監視機能が必要では。監査委員の機能との整 合を図る必要。

第8章 まちづくりの協働過程

(計画過程等への参加)

- 第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。
- 2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に 応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。
- (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報
- (4) 町民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画、法令
- (6) その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

- 第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。
- 2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。
- (1) 法令又は条例に規定する計画
- (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画
- 3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その 計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努め なければならない。
- (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容
- (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

- 第 38 条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。
 - (1) 計画の概要

【第37条第3項】総合計画及び総合計画以外の計画の進捗管理(目標達成・評価)がなされていない。

【第38条】重要な計画とそれ以外の計画の位置 づけが不明確か。(定量的に定めることの是非もある)

- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する町民参加の手法
- (4) その他必要とされる事項
- 2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。
- 3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果 及びその理由を付して公表しなければならない。

(計画進行状況の公表)

第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。

【第39条第3項】総合計画の進捗状況の公表について、その手法が確立していない。 現在は「主要な施策の成果報告書」で事業別の実施状況を報告している。(役場、あそぶっくに置いているのみ) 評価は、評価期間を短く区切るのも一つの方法。

第9章 財政

(総則)

第 40 条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

- 第 41 条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の 内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう 十分な情報の提供に努めなければならない。
- 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第 42 条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、 予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第 43 条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する 書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの 書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならな い。

(財産管理)

- 第 44 条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。
- 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分 又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するた め必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。
- 3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の 管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

【第40条】予算編成過程の町民参加を規定していく必要があるのでは。

1%予算の検討は休止中。

【第41条】予算説明書(もっと知りたいことしの仕事)は機能していると考える。広報誌でも公表。

【第42条】「事業執行計画」を策定し、各課単位 で実施中。ただし透明性は低い。

【第43条】決算審査資料の充実を図る必要。

【第44条】現在、財産管理計画は未策定。

【第45条】「町長は・・・財政状況に対する見解 を示さなければならない」

町民講座だけでなく、決算審査をニュースリリースするなど各種機会を捉え財政に関する町の総合的な見解を示す必要あり。

「主要な施策の成果報告書」において、町長の考	
え方を直接記載する方法もある。	

第 10 章 評価 (評価の実施) 第 46 条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まち づくりの評価を実施する。 (評価方法の検討) 第 47 条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最 もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなけれ ばならない。 2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなけ ればならない。	評価制度は一部動いているが、すべてが確立してはいない。事業評価制度(事業執行計画書の作成と担当課の自己評価)のみ実施中。 【第47条第2項】町民参加による評価の仕組みがまだできていない。平成13年度~16年度にかけて「補助金等検討委員会」を実施し、それ以降、町の仕事について町民から直接評価を受ける仕組みはない。	納税者の立場からの評価の機会 が必要。(補助金等検討委員会な ど)
第 11 章 町民投票制度 (町民投票の実施) 第 48 条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民 の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。 (町民投票の条例化) 第 49 条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必 要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票 結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。	町民投票はこれまで事例はないが、制度として設置しておく必要あり。規定も特に変更の必要を感じない。	

第 12 章 連携

(町外の人々との連携)

第 50 条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

(近隣自治体との連携)

第 51 条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び連携)

第 53 条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

【第50条】視察対応、講師招へい、インターン受入、 寄付受付、姉妹都市などの実績。

【第51条】今後ますます重要となる規定。広域 連合の推進など、具体的な規定の追加も必要と思 われる。

【第51条】さまざまな連携実績あり。平成18年9月ニセコプロモーションボード(有限責任中間法人ニセコ倶知安リゾート協議会)を設立。

平成 19 年 4 月 ~ 後志管内 1 6 町村による「後志広 域連合」発足。

羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会により広域景観づくりを推進。(北海道景観条例において羊蹄山麓地域を広域景観づくり推進地域に指定)

尻別川保全について「尻別川統一条例」を流域7 町村で策定。(平成18年3月)

【第53条】ニセコならではの国際交流、連携の 規定を設けてもよいのでは。

第13章 条例制定等の手続 (条例制定等の手続) 第54条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃 しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の 参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。 (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定 改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実 質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下 「提案者」という。)が不要と認めた場合 2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその 理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなけ ればならない。	【第54条】一通りは適正に運用されていると思われるが、第3号を安易に適用していないか、具体的に検証する必要あり。 【第54条第2項】町民参加が「縦覧」だけの場合があり、これを参加と呼べるのか問題。	
第 14 章 まちづくり基本条例の位置付け等 (この条例の位置付け) 第 55 条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設 け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項 を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化) 第 56 条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、 産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則 その他の規程の体系化を図るものとする。	【第56条】環境基本条例、景観条例、文書管理 条例などがこれにあたる。体系化までは図れてい ない。	

第 15 章 この条例の検討及び見直し (この条例の検討及び見直し) 第 57 条 町は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この 条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を 検討するものとする。 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまち づくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。		
現在の条例に規定のない事項	[将来へ持続する自治体として規定をすることも]	
(新たに規定を検討すべき事項)	都市計画、自然保護・育成	
	移住政策とコミュニティ育成	
	産業育成・コミュニティビジネス	
	自治体の範囲・形の議論(合併議論の継続)	
	公益通報者保護に関する規定を追加する必要が	
	あるのでは。	
	パブリックコメント手続きの拡充。現在は第3	
	8条第2項(計画策定における意見公募)のみ。	
	条例策定や出資など議会の議決事項などと重複	
	するもの。(石狩市や釧路市の条例が参考とな	
	る)	

前回改正時パブリックコメントに対して

「学習権」の保障

一言で言えば、条例の中で「住民の学習権を保障 する」ということを謳っていただきたいということ です。条例の前文には、『まちづくりは、町民一人ひ とりが自ら考え、行動することによる「自治」が基 本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践によ り、この自治が実現できることを学びました。』とあ りますが、このような学び(個々人の学びであり、 住民と職員、住民同士の学びあいである)は、絶え ずすべての住民に対して繰り返し保障されていかな ければならないことなのです。そうでなければ、い つの間にか、すでに学んだ、もしくは学ぶことので きる住民だけの「情報共有」や「参加」になってし まうかもしれません。そのためにも、住民一人一人 と住民相互に保障され、またお互いに保障しあう「学 習権」が不可欠であり、以前より「ニセコ町まちづ くり基本条例」が十全たりうるためには、別に「(仮) ニセコ町まちづくり学習権条例」を策定するか、「ニ セコ町まちづくり基本条例」の中で学習権を謳う必 要があると感じておりました。

<一次改正時点での対応>

「住民の学習権を保障する」ということは、非常に重要な視点であり、今後、検討していかなければならないと思っています。また、「絶えずすべての住民に対して繰り返し保障されていかなければならないことなのです」ということについても、まったくそのとおりだと考えています。

しかし一方で、私たちの現場では、学習権という 権利を保障することにより、行動計画や救済措置な ど検討しなければならない課題も多いものと思わ れます。つまり、この条例の改正における立法指針 の設定や解釈指針の見直しなどを行わなければ、条

例を改正しただけで、具体性に欠けた、空文となる 恐れもあります。

ご指摘をする「情報共有や参加による学び(個々人の学びであり、住民と職員、住民同士の学びあいである)が、いつの間にか、すでに学んだ、もしくは学ぶことのできる住民だけの「情報共有」や「参加」になってしまうかもしれません」という指摘も理解できますが、まず、住民一人一人と住民相互に保障され、またお互いに保障しあう「学習権」を規定できるよう、ニセコ町が実践している情報共有化や住民参加におけるまちづくり町民講座や講演会、職員研修などを十分積み重ねていくことが重要と考えています。

今回の改正ではニセコ町における住民の学習を 保障されるような規定を設けることは難しいと思 われますが、次回の改正へ向けて検討課題とさせて いただきたいと思います。 「パブリックコメント」の手続き

行政手続法がパブリック・コメント手続の自治体への導入努力義務化をする改正を行いましたので(新行政手続法 46条) 表現を訂正し、行政手続法が求めるパブリック・コメントについての措置に関する準則を明記すべきだと思います(他の規定では読み取りにくいと思います)

<一次改正時点での対応> 現時点では変更しない。

行政手続法の改正により、命令等を定める行為も対象としたパブリック・コメント手続きが自治体の努力義務となった。このため基本条例現24条の改正について指摘している。基本条例では現27条2項にパブリック・コメント手続きを別に明文化しており、当面はこれを積極解釈することにより対処することは可能と考える。

また一方で、現行の行政手続条例を改正することも検討しなければならない。中央省庁等改革基本法50条2項のような規定を自治基本条例上で整備すべきとしている。その点を考えると、基本条例の現行規定だけでは解釈に限界があるのも事実。基本条例の現行規定をいかに広げていくのか今後検討が要るところ。

関係団体に対する統制

綺羅の湯は、指定管理者による管理を行っています。 そろそろ、ニセコ町において、町の事務を担う民間 団体が増えてきていると思います。そうした団体に 対する統制規定がありませんので、必要ではないか と思います。

<一次改正時点での対応>

次の職員派遣などのタイミングをみて検討したい。